

少年司法に関する法律

第1章 総則

第1条 目的

本法律の目的は、以下のとおりである。

- 罪を犯した未成年者の権利及び最善の利益を守ること
- それらの者の更生及び社会やコミュニティへの復帰を支援すること
- 社会やコミュニティの利益を保護すること

第2条 目標

本法律は、刑事上の罪を犯した未成年者を取り扱うために遵守して厳密に適用しなければならない規範及び手続を制定することを目標としている。

刑事訴訟法、刑法典その他の関連する法律の規定は、本法律において別段の規定がある場合を除き、適用されるものとする。

第3条 適用範囲

本法律は、すべての未成年者に適用する。

第4条 定義

本法律で使用される用語は、以下の意味を有する。

- 「少年司法」とは、未成年者の事件の場合に遵守され厳密に適用される仕組み、基準、手続、及び刑の宣告手続を介した未成年者の権利の保護をいう。
- 「所轄官庁」とは、未成年者事件の取扱いにおいて自らの権限を合法的に実施する個人又は機関をいう。
- 「未成年者」とは、罪を犯した時に年齢が18歳未満である者をいう。
- 「養育及び保護を必要とする未成年者」とは、指定代理人がいない又は適切な後見人の養育及び監督がないために養育及び保護を必要とする未成年者で、危険にさらされている、虐待若しくは危害を被っている、又は一般市民若しくは未成年者自身の安全及び防護が脅かされている未成年者をいう。
- 「指定代理人」とは、未成年者に関する親権を有する人、後見人、及び一般後見人をいう。
- 「補佐人」は、本法律に基づく手続の間に当該未成年者を補佐するため、未成年者により選ばれた又は所轄官庁により選ばれ未成年者により同意された自然人又は法人を意味する。
- 「子どもに優しい手続」とは、未成年者の理解水準に適切な言葉の使用、態度により、及び未成年者の安全、保護、権利及び基本的な必要を提供する環境で、未成年者の全面的な参加を促す手順及び手続をいう。
- 「社会福祉評価報告」とは、未成年者の一般的状況に関する報告をいい、社会福祉エージェントによる包括的な評価及び提言を含む。

9. 「社会福祉エージェント」とは、省の公務員、市、州及び郡のレベルで社会福祉問題を担当する事務所、又は未成年者に対する訓練及び未成年者に関する法律を修了して社会福祉問題を担当する省により正式に任命若しくは認定された個人をいう。
10. 「更生施設」とは、社会福祉問題を担当する省の監督下で、未成年者に対して保護、養育、教育、更生及び復帰を提供することを目的とする施設をいう。

第2章 原則及び未成年者の基本的権利

第5条 基本的原則

未成年者に関する職務を遂行する者はすべて、以下の原則を遵守しなければならない。

- －未成年者の最善の利益に関する処置、特に生命及び最大限の生存及び発達に対する未成年者の権利を確保することに関する処置を第一に考える。
- －人道的かつ尊厳に配慮した取扱いを受けるものとする。
- －未成年者には自らの見解を自由に表現する機会を与えられ、その見解は、彼らの年齢、身体発育、知能、及び彼らの行為に対する認知発達に応じて重要性を与えられるものとする。
- －子供に優しい方法が遵守されるものとする。
- －未成年者の逮捕、勾留、及び量刑の言い渡しは最後の手段であり、最短の期間で行われるものとする。
- －人種、肌の色、性別、言語、信仰、宗教、階級、資力、出自、所属政党その他の状況により未成年者を差別しないものとする。
- －絶対的に必要で他のすべての代替手段が尽きた場合でない限り、未成年者の身体を傷つけるおそれのある手錠、手枷、足枷その他の器具を使用しないものとする。
- －拷問、体刑その他の未成年者の身体及び精神に対するあらゆる形態の残虐、非人道的又は尊厳を傷つける扱いを禁止するものとする。
- －未成年者の行動に関連する画像及び情報であって、未成年者の身元を明かして未成年者の教育、労働、居住設備、又は安全における復帰に影響を及ぼし得る公表又は放送を行わないものとする。国民の関心のため、未成年者事件の公開は、検察官からの許可がある場合のみ可能であるものとし、未成年者の身元は明らかにされないものとする。
- －裁判所により有罪と証明されるまでは無罪と推定する。

第6条 未成年者の手続上の権利

罪を犯したと疑われる又は訴えられるすべての未成年者は、以下の基本的な手続上の権利を有するものとする。

- －弁護士の立会いの有無を問わず、質問に答えることを拒否する権利
- －自身に不利な証言をすることを強いられない権利
- －プライバシーの権利
- －診療を受ける権利
- －罪状を知らされる権利

- －指定代理人へ逮捕について知らせてもらう権利
- －手続の可能な限り最も早い時期から、弁護士の地位に関する法律に規定された条件に従い、弁護士の支援を受ける権利及びプロボノ（社会貢献・公益）弁護士を割り当てられる権利
- －未成年者の最善の利益に反しない限り、当該手続に指定代理人を参加させる権利
- －必要な場合、プロボノ通訳者による支援を受ける権利
- －証拠を提出する権利
- －証人を呼び、その証人に質問をするよう要請する権利
- －釈放を要求する権利
- －裁判所保護観察の見直しを要求する権利
- －未成年者が外国人である場合、自国の大使館、領事館に連絡する権利
- －現在有効な他の法令に規定された他の権利

第3章 未成年者の刑事上及び民事上の責任

第7条 未成年者の刑事責任

刑事責任の年齢は、18歳以上である。ただし、裁判所は、罪の状況又は人格上必要となる場合であって、他の特別法に別段の記載がない限り、14歳以上の未成年者が刑事責任を負うことを発表することができる。

第8条 未成年者の民事責任

民法典第5編（各種契約・不法行為等）第16章（不法行為）第745条（責任無能力）第1項及び第746条（監督義務責任）の規定は、未成年者の民事責任において適用されるものとする。

第9条 年齢の決定

未成年者の刑事責任の年齢は、罪とされる行為をした時点で決定される。

未成年者の年齢は、出生証明書又は出生を証明する書類により証明されるものとする。当該書類がない場合又は当該書類の信ぴょう性が問題になる場合、年齢は、裁判所によって受け入れられる他の信頼可能な手段により証明されるものとする。

所轄官庁は、可及的速やかに未成年者の年齢を決定するための証拠を求めるものとする。

未成年者の年齢について疑義がある場合、未成年者の有利になるように解決されるものとする。

第4章 社会福祉事業支援

第10条 社会福祉エージェントの任命及び認定

社会福祉エージェントの任命、認定、及び監督は、社会福祉問題を担当する省の権限である。

社会福祉エージェントの任命及び認定の手続は、社会福祉問題を担当する省の大臣令に準拠するものとする。

第11条 社会福祉エージェント

社会福祉エージェントは、以下の責務を有する。

- －初期の評価を行うため、手続のあらゆる段階、特に司法警察の手続及び在監の最も早い段階で未成年者と会い、未成年者に即時にサービスを提供すること。
- －未成年者の社会福祉及び状況に関する提言を準備し、裁判官、検察官、及び裁判所へ報告し、提言を行うため、未成年者の家族の状況、性格、教育履歴、教育水準、未成年者が生活・成長した状況に関する情報、並びに未成年者の認知、感情的、心理的及び社会的な発育に関する他の関連情報を求めること。
- －手続のあらゆる段階にわたり、未成年者に対して、心理社会的支援を提供すること。
- －ダイバージョン計画を作成し、審査及び決定のためダイバージョン担当当局へ提供すること。
- －未成年者のための更生及び復帰サービスを提供すること。
- －社会福祉問題を担当する省の大臣令により定められた他の責務を行うこと。

第5章 司法警察及び捜査

第12条 重罪及び軽罪を調べる司法警察の権限

未成年者を専門に扱う司法警察は、重罪、軽罪、未成年者の身元を調べ、逮捕し、証拠を集めることを義務付けられる。

逮捕する警察又は勾留する司法警察員は、逮捕又は勾留の詳細な報告及び記録を、未成年者を専門に扱う司法警察で構成される部門又は部署へ提出し、当該未成年者を委ねる。

第13条 軽犯罪を調べ解決する司法警察員の権限

14歳以上18歳未満の未成年者が軽犯罪を犯した場合、司法警察員は、指導を行い、口頭又は書面による警告を出し、当該未成年者を速やかにその指定代理人へ委ねるものとする。

未成年者が、軽犯罪となる罪を犯したことを認めた場合、司法警察は、その紛争を解決するため当事者間の調停を行うことができる。

上記の1項及び2項のいずれにおいても、警察は、報告書を作成し、さらなる手続のためその事件ファイルを検察官へ送付するものとする。

未成年者が養育及び保護を必要とする場合、司法警察員は、未成年者の社会的状況及び福祉に応じたさらなる処置を講じるため、社会福祉問題を担当する市、州、郡の部門又は事務所に当該未成年者を委ねるものとする。社会福祉問題を担当する市、州、郡の部門又は事務所は、司法警察からの未成年者の入所許可に関し、検察官へ報告を提出するものとする。

当該未成年者が、社会福祉問題を担当する当該市、州、郡の部門又は事務所により、養育及び保護を必要とする未成年者であるとみなされる場合、当該部門又は事務所の公務員は、裁判所に対し、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若

しくは一般後見人の解任を要請するものとし、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するものとする。未成年者の指定代理人が存在しない場合、その部門又は事務所は、当該未成年者の後見を決定するよう裁判所に要請するものとする。

第14条 14歳未満の未成年者に関する手続

罪を犯した疑いをかけられる14歳未満の未成年者は、勾留されないものとし、司法警察員によりその者の指定代理人へ委ねられるものとする。

当該未成年者が養育及び保護を必要とする場合、司法警察員は、未成年者の社会的状況及び福祉に応じたさらなる処置を講じるため地方自治体の社会福祉問題の担当である市、州、郡の部門又は事務所に委ねるものとする。

地方自治体の社会福祉問題の担当である市、州、郡の部門又は事務所は、司法警察からの未成年者の入所許可に関し、検察官へ報告を提出するものとする。

当該未成年者が、社会福祉問題の地方自治の担当である当該市、州、郡の部門又は事務所により、養育及び保護を必要とする未成年者であるとみなされる場合、当該部門又は事務所の公務員は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見人若しくは一般後見人の解任を要請するものとし、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するものとする。未成年者の指定代理人が存在しない場合、その部門又は事務所は、当該未成年者の後見を決定するよう裁判所に要請するものとする。

14歳未満の未成年者が犯したあらゆる罪について、司法警察員は、事件ファイルを検察官へ委ねるものとする。

罪を犯した時点の未成年者の年齢について紛争がある場合、司法警察員は、その事件を直ちに検察官へ送るものとする。

第15条 逮捕

14歳以上18歳未満までの未成年者について、当該未成年者が現行犯で軽罪又は重罪を犯した場合に限り、司法警察員は逮捕することができる。ただし、14歳以上16歳未満の未成年者については、軽犯罪を犯したことにより逮捕することができるのは当該未成年者がそれを故意に犯した場合である。

未成年者を逮捕する場合、司法警察員は、直ちに検察官へ報告するものとする。

未成年者を逮捕する場合、司法警察員は、未成年者の屈辱及び冷遇を避けるものとし、未成年者を担当する最も近くの警察の部門又は部署へ連れて行くものとする。

第16条 未成年者の身体検査

未成年者は、警察官により身体検査されるものとする。

未成年者の身体検査は、克服できない状況下の場合を除き、同じ性別で、その罪に関与したことがなく、当該未成年者との間で争いがなく、当該未成年者の家族ではなく、当該未成年者と密接な個人的かかわりがない個人によって行われるものとする。

第17条 未成年者の勾留

司法警察は、14歳以上18歳未満の未成年者について、当該司法警察が、当該未成年者が逃亡する、証拠を隠滅する、証人や被害者の安全を危うくする、若しくは公

共の安全に危険を及ぼす可能性が非常に高いと合理的な理由で確信した場合又は未成年者の安全保護のため、勾留することができる。ただし、司法警察は、14歳以上16歳未満の未成年者について、当該未成年者に軽犯罪を犯す故意があった場合に限り、勾留することができる。未成年者の勾留は、直ちに検察官へ報告されるものとする。勾留は最後の手段として行われる。

司法警察員は、可及的速やかに捜査手続を完了するものとする。

第18条 未成年者の警察勾留又は逮捕についての通知

未成年者の逮捕又は勾留の直後に、司法警察は、当該未成年者の指定代理人へ直ちに通知するものとする。通知を直ちに行うことができなかつた場合、司法警察員は、当該未成年者の指定代理人に対して、以下のことを可及的速やかに通知するものとする。

- －勾留又は逮捕の理由及び罪の種類
- －当該未成年者の所在
- －警察部署で同席する指定代理人の権利

指定代理人に連絡できない場合、司法警察は、当該未成年者により選ばれた又は司法警察員により選ばれ当該未成年者が同意した補佐人と連絡を取るため合理的な努力をするものとする。

司法警察員は、未成年者のための必要な心理社会的支援サービスを提供するため、当該未成年者が警察部署へ連れて来られた後、直ちに社会福祉エージェントへ通知するものとする。

司法警察員は、未成年者に自身の弁護士がいる場合、当該未成年者の弁護士へ知らせるものとする。未成年者に弁護士を依頼する資力がない場合、司法警察員は、当該未成年者が警察部署へ連れて来られた後、可及的速やかにプロボノ弁護士を提供するものとする。

司法警察員は、未成年者が選ぶための弁護士リストを有するものとする。

司法警察員は、未成年者に個人的な通訳者がいない場合、プロボノ通訳者を未成年者に提供するものとする。

司法警察員は、指定代理人、補佐人、弁護士、及び社会福祉エージェントへの通知又は通知の試み、並びに未成年者のための弁護士及び後見人を探す行為に関し、通知の結果が得られない場合であっても、個別の記録に書き留めるものとする。

第19条 身体面又は精神面の健康診断

未成年者が負傷しているか健康上の問題があり、治療が必要な場合、司法警察は、直ちに、治療のため最も近い診療所又は病院へ未成年者を連れて行くものとする。

診察及び治療の費用は、未成年者の親が治療費を負担することができなかつた場合、国家により負担されるものとする。

診察に関する記録又は報告は、当該未成年者の事件ファイルに含まれるものとする。

第20条 未成年者の勾留又は逮捕の記録

逮捕に関する記録及び勾留に関する完全な記録の写しは、要請に応じて未成年者の弁護士へ与えられるものとする。

あらゆる司法警察部隊は、未成年者の勾留に関する別個の記録台帳を有するものとする。

第 21 条 面接前の手続

未成年者は、要請がある場合、当該事件に関与した人を除く、当該未成年者の指定代理人又は補佐人、社会福祉エージェント、及び弁護士と非公開かつ秘密で対面する又は連絡を取る機会を与えられるものとする。対面又は連絡の時間は 30 分であり、可能な場合、面接の前に行われるものとする。

第 22 条 未成年者の面接

面接の前に、司法警察員は、当該未成年者に対し、基本的権利、特に弁護士の同席がある場合でも不在の場合でも答えない権利があることについて知らせるものとする。

未成年者の面接は、非公開で、秘密に、子どもに優しい方法で、及び未成年者の弁護士の同席の下、実施されるものとする。

未成年者に支援を提供することができる指定代理人又は補佐人及び正式に認定された社会福祉エージェントは、面接に参加する権利を有する。

司法警察員は、未成年者の指定代理人が同席することが当該未成年者の最善の利益にならない場合、当該指定代理人を面接から排除することができる。この排除は、当該未成年者、その弁護士、及び社会福祉エージェントと相談して行われるものとする。未成年者の指定代理人が面接に同席できない場合、可能な場合、補佐人がその面接に同席するものとする。

面接に指定代理人、補佐人、弁護士、又は社会福祉エージェントが同席しない理由について、司法警察員は、記録に欠席の理由を書き留めて、当該未成年者の事件ファイルに含めるものとする。

面接が完了した直後に、当該未成年者は、面接の記録を読む権利を有する。未成年者が面接の記録を読むことができない場合、司法警察員又は通訳者は、当該未成年者に対して面接の記録を読み上げるものとする。

司法警察員は、未成年者の弁護士、指定代理人、補佐人、又は社会福祉エージェントが面接記録を読むことを認めるものとする。

未成年者は、記録に署名又は指紋押捺する前に、面接記録を修正する又は供述を追加することができる。

面接に同席する指定代理人又は補佐人又は社会福祉エージェントは、面接記録に署名又は指紋押捺するよう要請されるものとする。当該未成年者又は参加者が記録への署名又は指紋押捺を拒否する場合、司法警察員は、記録に書き留めるものとする。

本条で規定したこれらの正規手続は、厳格に遵守されなければならない、遵守されない場合は、手続として無効とみなされるものとする。

第 23 条 勾留される未成年者の処遇

司法警察員は、未成年者の弁護士及び指定代理人又は補佐人との協議の上で当該未成年者から最初に同意を得られない限り、面通しの被疑者の列に当該未成年者を含めないものとする。この同意は、書面で行われ、指紋押捺されるものとする。

勾留される未成年者は、成人とは分けられ、性別ごとに分けられるものとする。

未成年者は、拷問、暴力、脅迫、威嚇、又は当該未成年者の尊厳に影響を及ぼす若しくは非人道的な行為を受けないものとする。

本条で規定したこれらの正規手続は、厳格に遵守されなければならない、遵守されない場合は、手続として無効とみなされるものとする。

第6章 訴追

第24条 訴追部門の権限

刑事訴訟は、一般的関心のため検察官により提起される。検察官は、未成年者に係る公訴提起手続を開始する。

未成年者に係る事件を担当する権限は、未成年者を担当することを指名した検察官に対し、当該指名が未成年者事件のみのため又は他の事件のためであっても、与えられるものとする。未成年者を担当する検察官は、少年司法に関連する子どもの権利、法律その他の規定に関する専門の教育訓練を受けるものとする。

第25条 未成年者の年齢の検証

検察官は、未成年者の年齢を検証するため、自身が受領した事件ファイル及び訴状を検証するものとする。

未成年者の年齢について疑義がある場合、検察官は、当該未成年者の実年齢を確認するため可及的速やかに予備調査を行うものとする。

予備調査が、当該未成年者の実年齢について結論に達しない場合、検察官は、予審判事に対し予審請求を行うものとする。

第26条 検察官による面接

検察官は、面接を実施する前に、未成年者及び同席者に対し、本法律第6条（未成年者の手続上の権利）に規定された権利について未成年者の認知発達に適した言葉及び方法で知らせるものとする。未成年者に弁護士を依頼する資力がない場合、検察官は、当該未成年者のためプロボノ弁護士を手配するものとする。

未成年者の面接は、秘密で、子どもに優しい方法で行われるものとする。この面接は、弁護士、社会福祉エージェント、及び指定代理人又は補佐人が同席して行われる。検察官は、未成年者の指定代理人の同席が当該未成年者の最善の利益に反する場合、当該代理人が面接に同席することを認めてはならない。この排除については、弁護士又は社会福祉エージェント及び当該未成年者と協議するものとする。

上記の個人が欠席の場合、検察官は、面接記録に欠席の理由を書き留めるものとする。

面接が完了した直後に、当該未成年者は、面接記録を読む権利を有する。当該未成年者が面接記録を読むことができない場合、裁判所書記官又は通訳者は、当該未成年者に対して当該記録を読み上げるものとする。未成年者は、記録へ署名又は指紋押捺する前に、記録を修正する又は供述を追加するよう要請することができる。検察官は、未成年者の弁護士、指定代理人若しくは補佐人、又は社会福祉エージェントが面接記録を読むことを認めることができる。

未成年者の弁護士、指定代理人若しくは補佐人、又は社会福祉エージェントは、面接記録に署名又は指紋押捺するものとする。未成年者又は同席者が記録に署名又は指紋押捺することを拒否する場合、検察官は、記録に書き留めるものとする。

本条で規定したこれらの正規手続は、厳格に遵守されなければならない、遵守されない場合は、手続として無効とみなされるものとする。

第 27 条 14 歳未満の未成年者に対する手続なしの事件ファイリング

未成年者が、罪とされる行為をした時点で 14 歳未満である場合、検察官は、手続することなく事件をファイリングし、当該未成年者をその指定代理人へ委ねるものとする。

当該未成年者に養育及び保護が必要な場合、検察官は、未成年者の社会的状況及び福祉に応じたさらなる処置を講じるため、社会福祉問題を担当する市又は州の部門に当該未成年者を委ねるものとする。

当該未成年者は、検察官により認められ、社会福祉問題を担当する市、州、郡の部門により、養育及び保護を必要とする未成年者とみなされた場合、当該部門の公務員は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若しくは一般後見人の解任を要請するものとし、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するものとする。未成年者の指定代理人が存在しない場合、担当部門は、当該未成年者の後見を決定するよう裁判所に要請するものとする。

被害者又は指定代理人は、民事裁判所に賠償請求の訴状を提出することができる。

第 28 条 ダイバージョンにおける検察官の権限

14 歳以上 18 歳未満の未成年者が軽犯罪又は軽罪を犯した場合、検察官は、最初に、本法律第 10 章（ダイバージョン）に規定されたダイバージョンを検討するものとする。

検察官が未成年者にダイバージョンを行うことを決定する場合、本法律第 10 章（ダイバージョン）に定められた規定が適用されるものとする。この場合、検察官は、発出されるダイバージョン命令により手続を停止するものとする。

ダイバージョン計画の決定に時間がかかる場合、検察官は、起訴手続を停止し、ダイバージョン計画の作成を待つ間、適切な養育及び保護下に置かれるようにするため、当該未成年者をその指定代理人、社会福祉問題を担当する市、州の部門に委ねるものとする。

検察官は、被害者若しくは被害者が少年である場合は被害者の指定代理人に対し、又は被害者の弁護士に対し、当該停止を知らせるものとする。被害者又は被害者の指定代理人は、民事裁判所に賠償請求の訴状を提出することができる。

検察官は、社会福祉エージェント及び指定されたダイバージョン担当者により共同で証明された報告書の結果に基づき、ダイバージョン計画が成功裏に実施された場合、手続なしで事件をファイリングするものとする。

当該未成年者がダイバージョン計画を完全には遵守しない場合、検察官は、ダイバージョンが失敗した理由、未成年者の意見、指定代理人の意見を検討し、また社会福祉エージェントと協議して、ダイバージョン計画を再命令する又はそれ以上の法的処置を講じるものとする。

第 29 条 公訴提起の通知

検察官は、公訴を提起することを決定するときは、いつでも、防御の準備するため、速やかにかつ直接、未成年者に対し、また適切な場合は、当該未成年者の指定代理人若しくは補佐人及び未成年者の弁護士に対して、通知するものとする。

第30条 事件ファイルの分離

検察官が事件ファイルを見直し、犯された行為に関与した共同犯罪実行者又は教唆者又は共犯者が未成年者又は成人のいずれかであると認識した場合、検察官は、未成年者の事件ファイルと成人のファイルとを分離する命令を出すものとする。

第7章 調査

第31条 調査の権限

未成年者に係るいかなる事件の調査も、未成年者を専門とする予審判事の権限であるものとする。

第32条 調査の開始

検察官から予審請求を受領した後、予審判事は、速やかに調査に着手するものとする。

罪を問われる未成年者は、予審判事の前での面接中、弁護士の支援を受けるものとする。未成年者に弁護士を依頼する資力がない場合、予審判事は、弁護士の地位に関する法律に定められた条件に従って弁護士を任命するものとする。

第33条 裁判所の保護観察の通知

未成年者の最初の出頭時に、予審判事は、未成年者の身元を確認し、当該未成年者に対して起訴され及び法律により定義された罪状並びに本法律第6条に定められた手続上の権利を知らせるものとする。

予審判事は、未成年者の指定代理人又は補佐人及び社会福祉エージェントに対し、裁判所の保護観察について書面で知らせるものとする。

本条で規定したこれらの正規手続は、厳格に遵守されなければならない、遵守されない場合は、手続として無効とみなされるものとする。

第34条 未成年者事件の優先順位付け

予審判事は、特に当該未成年者が公判前勾留中の場合、優先事件として未成年者事件の手続を進めるものとする。

第35条 未成年者の面接

面接は、当該未成年者の弁護士、指定代理人、補佐人、及び社会福祉エージェントの同席により、秘密かつ子どもに優しい手続で行われるものとする。

予審判事は、指定代理人の同席が当該未成年者の最善の利益に反する場合、指定代理人が面接に同席することを認めてはならない。この排除は、弁護士又は社会福祉エージェント及び当該未成年者と相談して行われるものとする。

予審判事は、面接の記録に、未成年者の指定代理人又は補佐人及び社会福祉エージェントの不在の理由を書き留めるものとする。

面接の完了直後に、当該未成年者は、面接記録を読む権利を有する。当該未成年者が面接記録を読むことができない場合、裁判所書記官は、当該未成年者に対して、

当該記録を読み上げるものとする。未成年者は、記録へ署名又は指紋押捺する前に、面接記録を修正する又は供述を追加するよう要請することができる。

予審判事は、要請に応じて、未成年者の弁護士又は指定代理人又は社会福祉エージェントが面接記録を読むことを認めることができる。未成年者又は同席者が記録に署名又は指紋押捺することを拒否する場合、予審判事は、記録に書き留めるものとする。

本条で規定したこれらの正規手続は、厳格に遵守されなければならない。遵守されない場合は、手続として無効とみなされるものとする。

第 36 条 面接の持ち越し

弁護士が不在の場合、予審判事は、死亡又は証拠紛失を引き起こす緊急の場合を除き、面接を持ち越し、面接に参加するよう弁護士へ知らせるものとする。緊急の場合はその旨を記録に書き留めるものとする。

未成年者の弁護士の同席又は不在は、当該未成年者を公判前勾留するか否かを予審判事が決定するのを妨げることはできない。

第 37 条 未成年者の停学及び停職

予審判事は、関係する教育施設又は雇用主に対し、当該未成年者が公判前勾留ではない場合は、当該未成年者の出席又は当該未成年者の勤務を停止しないよう命令することができる。

当該未成年者が公判前勾留である又はダイバージョン計画の実施中である場合、関係する教育施設又は雇用主は、裁判所が最終判決を下すときまで、当該未成年者の出席又は勤務を停止することができる。裁判所が当該未成年者に対し無罪判決を言い渡した場合、教育施設又は雇用主は、当該未成年者を通常どおり勤務するように雇うものとする。

第 38 条 ダイバージョンにおける予審判事の権限

軽罪で起訴される未成年者について、予審判事は、本法律第 10 章（ダイバージョン）に定められたダイバージョンを最初に検討するものとする。状況によって加重される軽罪もまたダイバージョンを検討されるものとする。予審判事が当該未成年者をダイバージョンすることに決定する場合、本法律第 10 章（ダイバージョン）に定められた規定が適用されるものとする。

予審判事がダイバージョンすることを決定した場合、当該判事は、訴訟手続を停止し、当該未成年者が公判前勾留である場合は、直ちに、当該未成年者の公判前釈放命令を出すものとする。予審判事は、ダイバージョン計画の作成を待つ間、適切な養護及び監督下に置かれるようにするため、当該未成年者を当該未成年者の指定代理人又は社会福祉問題を担当する市、州の部門に委ねるものとする。

予審判事は、被害者に対し若しくは被害者が少年の場合は被害者の指定代理人に対し、又は未成年者の弁護士に対し、手続の停止を知らせるものとする。被害者又は被害者の指定代理人は、民事裁判所に賠償請求の訴状を提出することができる。

当該未成年者が、ダイバージョン計画を成功裏に実施中であることが社会福祉エージェント及び指定された人により共同で証明された場合、予審判事は、訴え却下命令を出すものとする。

当該未成年者がダイバージョン計画の実施に失敗した場合、予審判事は、ダイバージョンが失敗した理由、未成年者の意見、指定代理人の意見を検討し、また社会

福祉エージェントと協議して、ダイバージョン計画を再命令する又はそれ以上の処置を講じるものとする。

第 39 条 公判前勾留

公判前勾留は、最後の手段である。

刑事訴訟法における公判前勾留の条件及び理由に関する規定に加え、予審判事は、未成年者の公判前勾留命令を出す前に社会的状況又は福祉評価報告のいずれか（かかる報告が存在する場合）を検討するものとする。

14歳未満の未成年者は、公判前勾留に置かれられないものとする。勾留されている未成年者が14歳未満であることが明らかになった場合、予審判事は、訴え却下命令を出し、検察官による不服申し立てがある場合でも当該未成年者の即時釈放を命令し、当該未成年者をその指定代理人の監護に委ねるものとする。

未成年者が養護及び保護を必要とする場合、予審判事は、当該未成年者の状況及び福祉に応じたさらなる手続を進めるため、社会福祉問題を担当する市及び州に当該未成年者を委ねるものとする。

当該未成年者が、養護及び保護を必要とする未成年者であるとみなされる場合、州の部門又は事務所は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若しくは一般後見人の解任を要請するための処置を講じるものとし、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するための処置を講じるものとする。

未成年者の指定代理人が存在しない場合、その部門又は事務所は、当該未成年者の後見を決定するよう裁判所に要請するものとする。

被害者又は指定代理人は、民事裁判所に賠償請求の訴状を提出することができる。

第 40 条 裁判所の保護観察

公判前勾留命令の代替として、予審判事は、拘禁刑により罰すべき訴追された未成年者を、いつでも裁判所の保護観察下に置くことができる。刑事訴訟法における裁判所保護観察に関する規定に加え、予審判事は、勾留を解かれる未成年者に、以下の1つ以上の義務を遵守するよう命令することができる。

- －当該未成年者を、その親、後見人若しくは一般後見人、又は補佐人、又は適切な家族の直接的な監督下に置くこと。
- －当該未成年者を、未成年者を受け入れ養育することが正式に認可された国家のセンター又は指定された NGO の緊密な監督下に置くこと。
- －未成年者が制限された時間を超えて外出すること又は飲酒することを禁止すること。
- －裁判所が適切と考えるその他の処置。

第 41 条 公判前釈放

予審判事は、自身の主導権により、いつでも未成年者の公判前釈放を命令することができる。未成年者の公判前釈放を命令する主導権を有する予審判事は、自身の主導権について検察官に通知するものとする。検察官は、短期間に返報するものとする。緊急の場合、予審判事は、検察官からの同意なしで、又は検察官による不服申し立てがある場合であっても、当該未成年者の即時釈放を命令することができる。予審判事は、公判前釈放命令において、この即時釈放の理由を明らかにするものとする。

予審判事は、当該未成年者をその指定代理人の下へ帰すよう命令するものとする。
当該未成年者が養護及び保護を必要とする場合、予審判事は、当該未成年者の社会的状況及び福祉に応じたさらなる手続を進めるため、社会福祉事業を担当する市、州の部門へ当該未成年者を委ねるものとする。

当該未成年者が、養護及び保護を必要とする未成年者であるとみなされる場合、その州の部門又は事務所は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若しくは一般後見人の解任を要請するものとし、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するものとする。

未成年者の指定代理人が存在しない場合、その州の部門又は事務所は、当該未成年者に関する後見を決定するよう裁判所に要請するものとする。

検察官、未成年者、指定代理人、補佐人は、いつでも当該未成年者の釈放を要請することができる。弁護士は、未成年者の同意をもって当該未成年者の釈放を要請することができる。予審判事は、当該要請の受領後 5 日以内に決定するものとする。

第 42 条 予審判事による裁定指示書

予審判事は、裁定指示書を出す前に、未成年者の社会的状況及び福祉評価報告に関して審査及び検討するものとする。その社会的状況及び福祉評価報告が不十分である場合、予審判事は、要請から 10 就業日以内に可及的速やかに当該報告を提出するよう社会福祉エージェントに命令するものとする。

訴え却下命令は、検察官による不服申立てがある場合であっても、未成年者の釈放に対する効力を有する。

予審判事は、当該未成年者をその指定代理人の下へ帰すよう命令するものとする。

当該未成年者が養護及び保護を必要とする場合、予審判事は、当該未成年者の状況及び福祉に応じたさらなる手続を進めるため、社会福祉事業を担当する市、州の部門へ当該未成年者を委ねるものとする。

当該未成年者が、養護及び保護を必要とする未成年者であるとみなされる場合、その州の部門又は事務所は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若しくは一般後見人の解任を要請するものとし、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するものとする。

未成年者の指定代理人が存在しない場合、その州の部門又は事務所は、当該未成年者に関する後見の権利を決定するよう裁判所に要請するものとする。

第 43 条 控訴裁判所の調査部への不服申し立て

検察官は、予審判事の訴え却下命令、勾留命令、非勾留命令、公判前釈放命令、ダイバージョン命令に対する、控訴裁判所の調査部への不服申し立ての前に、当該未成年者の最善の利益を第一に検討するものとする。

第 8 章 第一審裁判所の権限

第 44 条 審理の権限

未成年者を専門とする第一審裁判所が、重罪、軽罪、及び軽犯罪を含む未成年者事件を審理する権限を有するものとする。

第一審裁判所は、重罪、軽罪、並びに当該重罪及び軽罪にかかわる軽犯罪について、3名の裁判官から成る集団的司法意思決定を行うものとする。

第一審裁判所は、軽犯罪について裁判官1名のみによる司法決定を行うものとする。

第45条 未成年者事件の優先順位付け

裁判所は、未成年者の事件、特に公判前勾留にある事件を優先するものとする。

当該未成年者の最善の利益のため、裁判所（裁判官）は、審理を待つ間、保釈金を治めて勾留されている未成年者を釈放することを検討するものとする。持越し期間が長引いた場合、当該未成年者を保釈金により一時的に釈放することを再び検討すべきである。

第46条 公判前手続

審理を開始する前に、事実審裁判官は、社会福祉エージェントにより提供された社会福祉評価及び状況報告を審査するものとする。

社会福祉評価及び状況報告がまだ作成されておらず、事実審裁判官が追加情報を必要とする場合、事実審裁判官は、社会福祉エージェントに対し、報告を作成し必要に応じて報告への追加情報を提供するよう命令するものとする。

第47条 非公開法廷

反対尋問及び判決の宣言は、非公開法廷で実施されるものとする。

その事件において権利、義務、又は権益を有する者のみが、審理に参加する権利を有する。

当該未成年者の指定代理人又は補佐人は、当該未成年者から出席を認めないよう申立てがある場合又は当該人物の参加が当該未成年者の最善の利益ではないと裁判所が考える場合を除き、審理に出席するものとする。

第48条 事実審理

事実審理の間、裁判所は、子どもに優しい手続を用いるものとする。

特定の状況下において、未成年者の弁護士、社会福祉エージェント、又は検察官は、当該未成年者を衝立の後ろに置くこと又は他の代わりに証言提供手段を用いることを裁判所に要請することができる。

第49条 無罪放免

裁判所が、当該未成年者が罪を犯した時点で14歳未満であると認定した場合、裁判所は、検察官による不服申立てがある場合であっても、当該未成年者を直ちに放免し、指定代理人の監護へ直ちに引き渡すよう命令するものとする。

裁判所が、上記の未成年者が確信的に罪を犯したと判断する場合、裁判所は、民事訴訟がある場合は、民事賠償を決定するものとする。

裁判所が、14歳以上18歳未満である当該未成年者の罪状が罪ではない又は当該未成年者が無罪であると判示する場合、裁判所は、他の罪状がないときは、検察官による不服申立てがある場合であっても、当該起訴について無罪を言い渡し、直ちに

未成年者の釈放を命令し、当該未成年者をその指定代理人の監護のもとに戻すものとする。

当該未成年者が養護及び保護を必要とする場合、裁判所は、当該未成年者の社会的状況及び福祉に応じた適切な処置を講じるため社会福祉事業を担当する市、州の部門に当該未成年者を委ねるものとする。

当該未成年者が、養護及び保護を必要とする未成年であるとみなされる場合、その州／市の部門又は事務所は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若しくは一般後見人の解任を要請するため、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するための処置を講じるものとする。

第 50 条 弁護士への支援

未成年者は、事実審理の間、弁護士による支援を受けるものとする。当該未成年者に弁護士を依頼する資力がない場合、裁判所長官は、自身の主導権により、弁護士の地位に関する法律に定められた条件に従いプロボノ弁護士を割り当てるものとする。事件ファイルの複製の費用は、国家の負担である。

裁判所は、防御に向けた審査のため、弁護士に対して適切な時間を提供し、事件ファイルを複製するものとする。事件ファイルの複製に関する費用は、当該未成年者により選ばれた弁護士の負担である。

第 51 条 未成年者の権利に関する情報の提供

事実審理の開始時に、裁判所は、当該未成年者が理解できる言葉で、以下の権利について当該未成年者へ知らせるものとする。

- －本法律第 6 条（未成年者の手続上の権利）に定められた事実審理における権利
- －事実審理に出席する権利
- －裁判所により、敵対的又は不適切な反対尋問から保護される権利
- －事実審裁判官に対して異議を唱える権利
- －事実審において最終陳述をする権利
- －不服申立てする権利

第 52 条 ダイバージョンにおける裁判所の権限

事実審の段階において、14 歳以上 18 歳未満の未成年者が軽犯罪又は軽罪で起訴される場合、事実審裁判官は、本法律第 10 章（ダイバージョン）に記載されたダイバージョンの実施を第一に検討するものとする。状況によって加重された軽罪は、ダイバージョンを検討することができる。

ダイバージョンの最低条件が満たされる場合、裁判所は、訴訟手続の停止を命令し、以下を行うものとする。

- －当該未成年者、指定代理人、補佐人、弁護士、社会福祉エージェント、被害者、民事の原告、及びその他の関連者と相談すること
- －ダイバージョン計画を作成すること
- －当該未成年者に、ダイバージョン計画に署名又は指紋押捺させること

裁判所がダイバージョンすることを決定すると、本法律第 10 章（ダイバージョン）に定められた規定が適用されるものとする。要請がある場合、裁判所は、民事賠償に関する判決を下すものとする。

当該未成年者が勾留されている場合、裁判所は、検察官による不服申立てがある場合であっても、未成年者を直ちに釈放するよう命令し、当該未成年者を指定代理人の監護の下へ戻すものとする。

当該未成年者が養護及び保護を必要とする場合、予審判事は、当該未成年者の状況及び福祉に応じた適切な処置を講じるため、社会福祉事業を担当する市／州の部門へ当該未成年者を委ねるものとする。

当該未成年者が、養護及び保護を必要とする未成年者であるとみなされる場合、その市／州の部門又は事務所は、裁判所に、親権の停止若しくは取消し又は未成年者の後見若しくは一般後見人の解任を要請するため、当該未成年者に指定代理人がいる場合は、裁判所が当該未成年者の指定代理人又は後見の停止又は取消し又は解任を決定するよう要請するため適切な処置を講じるものとする。

未成年者に指定代理人がない場合、その市／州の部門又は事務所は、当該未成年者に関する後見の権利を決定するよう裁判所に要請するものとする。

当該未成年者がダイバージョン計画を成功裏に実施したことが社会福祉エージェント及び指定された者により共同で証明された場合、裁判所は、当該未成年者を放免し、刑事事件の責任を問わないことを決定するものとする。

当該未成年者がダイバージョン計画の実施に失敗した場合、事実審裁判官は、ダイバージョンが失敗した理由、未成年者の意見、指定代理人の意見を検討し、また社会福祉エージェントと協議して、ダイバージョン計画を再命令する又はそれ以上の手続を取るものとする。

第 53 条 事実審理における罪の自白

裁判所は、審理での未成年者の罪の自白が任意であり、脅し又は強制なく行われたこと、及び当該未成年者が罪の自白の結果を理解していることを調査、評価、及び証明するものとする。脅し、脅迫により又は罪の自白の結果に関する認識なく得られた罪の自白は、証拠能力がない証拠とする。

ダイバージョン計画を目的とした罪の自白は、同じ犯罪に関するさらなる刑事訴訟手続において証拠として認められない。

事実審理での罪の自白は、罪の自白と犯罪の他の証拠の整合性を検証されるものとする。

第 54 条 判決の言渡し

判決は、反対尋問後又は次の事実審理で宣告されるものとする。

原則として、裁判所の判決は、非公開法廷において、並びに当該未成年者、指定代理人、補佐人、弁護士、社会福祉エージェント及び利害関係者の同席で宣告されるものとする。

判決は、当該未成年者の最善の利益にとって有害である場合、当該未成年者の同席なしで宣告することができる。

第 9 章 上級裁判所の権限

第 55 条 公判審議会の構成

控訴裁判所及び最高裁判所における公判審議会は、それらのうちの少なくとも1名が未成年者を専門とする裁判官で構成されるものとする。

第56条 控訴裁判所及び最高裁判所への事件ファイルの送付

上訴がある場合、第一審裁判所の裁判所書記官は、付託状に記載された克服できない状況下の場合を除き、上訴申請の受領後10日以内に、一件書類を作成し、控訴裁判所へ送付するものとする。

最高裁判所への上訴がある場合、控訴裁判所の裁判所書記官は、送付状に記載された克服できない状況下の場合を除き、上訴申請の受領後10日以内に、一件書類を作成し、最高裁判所へ送るものとする。

第57条 未成年者事件の優先

控訴裁判所及び最高裁判所は、未成年者の事件、特に勾留中の未成年者の事件を最優先するものとする。上訴は、裁判所の支配を越える外的な障害がある場合を除き、提出されてから3か月以内に審理されるものとする。

未成年者の最善の利益のため、審理を待つ間、控訴裁判所又は最高裁判所は、公判前勾留にある未成年者を釈放することを検討するものとする。事実審が持ち越される場合、控訴又は最高裁判所は、公判前勾留にある未成年者の釈放を同様に検討するものとする。

第58条 ダイバージョンにおける控訴裁判所の権限

本法律第52条（ダイバージョンにおける裁判所の権限）に記載された規定は、控訴裁判所でダイバージョンする権限に適用されるものとする。

第59条 上級裁判所への規則の拡大

第一審裁判所で適用される規則は、最高裁判所で適用される異なる規則がある場合を除き、控訴裁判所及び最高裁判所で適用されるものとする。

第10章 ダイバージョン

第60条 ダイバージョン

ダイバージョンは、罪を自白しており、かつ裁判所の各手続段階において罪を犯したことが合理的に確信される未成年者を取り扱う手段である。

第61条 ダイバージョンを担当する当局

ダイバージョンを担当する当局には、検察官、第一審裁判所の予審判事及び事実審裁判官、並びに控訴裁判所の公判審議会を含むことができる。

第62条 ダイバージョンの目的

未成年者のダイバージョンは、以下の目的を有する。

- ・ 当該未成年者が、自身が引き起こした過ち及び被害について説明できるように促すこと
- ・ 当該未成年者と被害者の間の和解を促進すること
- ・ 被害者に対する損害てん補又は賠償を促進すること

- ・ 当該未成年者の行動を教育及び是正すること
- ・ 当該未成年者をその家族又はコミュニティ又は団体へ復帰させるために当該未成年者の個々の必要を満たすこと
- ・ 烙印を防ぎ，当該未成年者が刑に服している間に他の犯人から犯罪の悪い経験を取得することを回避し，再び罪を犯すことを回避すること
- ・ 未成年者に対する差別待遇を防ぎ，当該未成年者に犯罪者記録が付けられるのを防ぐこと

第 63 条 ダイバージョンの最低条件

ダイバージョンは，以下の最低条件を満たすものとする。

- a) 当該未成年者を起訴する又はその者が有罪であることが立証される十分な証拠があること
- b) 当該未成年者が強制されることなく任意で罪を自白し，かつ被害者に謝罪したこと
- c) その罪が軽犯罪又は軽罪であること
- d) 当該未成年者が，当該未成年者の権利に関して弁護士，社会福祉エージェントと相談し，ダイバージョンの効果及び影響を検討したうえで，ダイバージョンに同意すること

第 64 条 ダイバージョンの基準

当該事件が本法律第 63 条（ダイバージョンの最低条件）に記載されたダイバージョンのための最低条件を満たす場合，ダイバージョンを行うか否かを決定する前に，ダイバージョン担当当局は，以下の要素を検討するものとする。

- a. その犯罪の状況
- b. その犯罪の重大度
- c. その未成年者の年齢，認知発達，知能，性格などの人格
- d. 未成年者の家族及び生活環境の影響
- e. 被害者にもたらされた被害
- f. 被害者，コミュニティ，及び社会の安全性

第 65 条 ダイバージョンの処置

ダイバージョンが行われる場合，ダイバージョン担当当局は，当該未成年者が以下の 1 つ以上の義務を遂行する処置を選んで決定することができる。

- － 裁判所の保護観察下に置かれることを義務として，刑事訴訟法に規定された 1 つ以上の処置
- － ダイバージョン計画で言及されたとおり規則的に通学すること。6 か月以下
- － 自身の家族とともに決められた期間を過ごすこと。6 か月以下
- － 教育，職業訓練に出席すること。6 か月以下
- － 地域奉仕を務めること。100 時間以下。地域奉仕は，16 歳以上の未成年者を対象とし，訓練のコンセプトで行われ，かつ当該未成年者が社会へ復帰するのを円滑にすることを目的とする
- － 当該未成年者が再び罪を犯さないように支援するために重要な，地域社会又は施設でのプログラムに出席すること
- － 特定の期間，特定の場所に滞在すること
- － 被害者にもたらした損害の弁償を行うこと

－その他のダイバーションの目的に資する適切な処置

労働を伴うダイバーション計画は、労働法及びカンボジア王国が批准した労働に関する国際条約に従うものとする。

第 66 条 ダイバーション計画の策定

ダイバーションを担当する当局からのダイバーション命令を受け取った後、社会福祉エージェントは、ダイバーション計画を策定するものとする。ダイバーション計画は、克服できない状況下の場合を除き、ダイバーション命令を受け取ってから 1 か月以内に完了されるものとする。

未成年者毎のダイバーション計画の策定において、社会福祉エージェントは、以下の要因を考慮するものとする。

－当該未成年者、指定代理人、及びその犯罪により影響を受けたその他の人の見解、提案されたダイバーション計画の適切さ

－未成年者の経歴、文化、宗教、及び言語

－当該未成年者の教育レベル、認知能力、環境、及び家族の状態

－計画案又は選択と、未成年者の状況、犯罪の性質、及び社会の関心との釣り合い、並びに

－未成年者の年齢及び発育上の必要性

未成年者のダイバーション計画は、以下のとおりとする。

－未成年者に有益な効果を与える

－未成年者が、自身の行動が当該犯罪の被害者及び他者に与えた影響を確実に理解するようにする

－当該犯罪により生じた不法行為を是正する。未成年者がアクセス可能な場所で行われる償い又は原状回復を含むことができる

－未成年者の身体的又は精神的な健康にとって搾取的又は有害又は危険でない

－未成年者の学校教育（該当する場合）に悪影響を及ぼさない、及び

－いかなる形態の有罪判決においても、自由を奪うものではない

第 67 条 ダイバーション計画における記載事項

ダイバーション計画は、以下の事項を記載するものとする。

－本法律第 65 条（ダイバーションの処置）に定められたダイバーション処置及びダイバーション処置の実施期間を記載する

－未成年者のために提供されるサービス及び支援を明記する

－当該サービス及び支援を提供する人又は組織を明記する

－当該未成年者、指定代理人の責任を明記する

－当該未成年者の個人的目標及びその指定代理人を明記する

－関連性がある場合、当該未成年者の教育、雇用、レクリエーション、福祉に関する他のプログラムを含む

－ダイバーション計画の実施を担当する当局又は適切な人を明記する。これらの当局又は適切な人には、警察、NGO スタッフ、コミュニケーション/郡のカウンシルメンバー、教師、又は当該地域社会の他の適切なメンバーもなり得る

－ダイバーション計画の監視及び実施を担当する社会福祉エージェントによる証明

－ダイバーション計画への当該未成年者の同意を明記

ダイバーション計画には、以下が追加されるものとする。

- －社会福祉エージェントの身元及び署名
 - －未成年者の身元及び指紋
 - －関係者の身元、署名、または指紋
- ダイバージョン計画の写しは、社会福祉エージェントの事務所で秘密に保持されるものとする。

第 68 条 ダイバージョン担当当局によるダイバージョンに関する決定

社会福祉エージェントは、ダイバージョン計画の審査及び決定のためこれをダイバージョン担当当局に送付するものとする。

ダイバージョン担当当局は、ダイバージョン計画に同意する場合、ダイバージョン計画を実施するよう命令するものとする。

ダイバージョン担当当局は、社会福祉エージェントにより作成されたダイバージョン計画に同意しない場合、社会福祉エージェントに新たなダイバージョン計画を策定するよう命令することができる。ダイバージョン計画は、克服できない状況下の場合を除き、当該命令を受領してから 1 か月以内に行われるものとする。

第 69 条 ダイバージョン計画の実施

社会福祉エージェント及びダイバージョン計画の実施を担当する者は、ダイバージョン計画を実施する未成年者を監督及び監視するにあたり、ダイバージョン担当当局の決定及びダイバージョン計画を実施することを保証するものとする。

ダイバージョン計画の実施を担当する者は、上記ダイバージョン計画の成功若しくは失敗又は当該計画の実施において発生した障害を社会福祉エージェントへ報告するものとする。社会福祉エージェントは、その報告及び自身の提言をダイバージョン担当当局に送付し、その写しを社会福祉問題を担当する市／州の部門に送付するものとする。

第 70 条 ダイバージョン処置の調整

当該未成年者の最善の利益のため、ダイバージョン計画の実施中、ダイバージョン担当当局は、現状に基づき自身の発動により又は社会福祉エージェントの要請により、ダイバージョン処置を調整することができる。

社会福祉エージェントからの書面による調整要請を受領した後、ダイバージョン担当当局は、5 就業日以内にこれについて決定するものとし、当該調整は、承認とみなされるものとする。

かかる調整は、ダイバージョン計画の実施の失敗ということにならない。

第 71 条 ダイバージョン処置の実施失敗

ダイバージョン処置の実施失敗とは、未成年者がダイバージョン処置又は既に調整されたダイバージョン処置における義務を遵守しない場合をいう。

社会福祉エージェントは、ダイバージョン処置又は既に調整されたダイバージョン処置に記載された義務の不遵守に関する報告を、提言とともにダイバージョン担当当局へ決定を求めて提出し、写しを、社会福祉問題を担当する市／州の部門へ提出するものとする。

ダイバージョン担当当局は、上記の報告を審査後、当該未成年者、指定代理人又は補佐人、社会福祉エージェント、ダイバージョン計画の実施を担当する人、及び

未成年者の弁護士に対し、可能な場合は15日以内に出頭するよう、書面による通知を発行するものとする。

ダイバージョン担当当局は、当該未成年者がダイバージョン処置を遵守しない理由について尋ねるものとする。

ダイバージョン担当当局は、未成年者、その指定代理人、又は補佐人の見解を検討した後、及び社会福祉エージェントとの協議後に、新たなダイバージョン命令を出すか、又は正式な刑事訴訟手続を通じた起訴へ当該事件を送ることを決定することができる。

第66条（ダイバージョン計画の策定）から第70条（ダイバージョン処置の調整）までの規定は、ダイバージョン担当当局が新たなダイバージョン命令を出す場合に適用されるものとする。

当該未成年者が適切な理由なく出頭しない場合、ダイバージョン担当当局は、刑事訴訟法に従い手続を進めることができる。

第11章 条件付き釈放

第72条 条件付き釈放

条件付き釈放は、青少年更生施設において刑に服している以下の未成年者受刑者に適用することができる。

- －刑が1年以下である場合、刑の3分の1を務めた
- －他の場合は、刑の2分の1を務めた

第73条 条件付き釈放を求める権利を有する人

条件付き釈放を申請する権利を有する人には、以下が含まれる。

- －未成年者受刑者又はその弁護士
- －指定代理人
- －青少年更生施設の施設長
- －当該事件に関する社会福祉エージェント
- －未成年者が外国人である場合、大使館又は領事館の官吏

第12章 未成年者の更生

第74条 資格回復を申請する期間に関する条件

資格回復の申請は、以下の期間の経過後にのみ、控訴裁判所の刑事部へ提出することができる。

- －重罪については2年
- －軽罪については6か月
- －軽犯罪については1か月

この期間は、刑に服された日又は刑事罰の出訴期限の満了日から始まるものとする。

資格回復要請は、以下の者により行うことができる。

- －未成年者だった時に罪を犯した成人受刑者
- －受刑者が未成年である場合，指定代理人

第 75 条 資格の合法的な回復

資格回復は，以下の期間の経過後に合法的に提供されるものとする。

- －重罪については 3 年
- －軽罪については 1 年
- －軽犯罪については 3 か月

この期間は，刑に服された日又は刑事罰の出訴期限の満了日から始まるものとする。

第 1 3 章

青少年更生施設の設定及び管理権限

第 76 条 青少年更生施設の設定

青少年更生施設は，未成年者の管理に関する市／州の部門で設立されるものとする。当該施設は，社会福祉問題を担当する省の管理下にあるものとする。

青少年更生施設の組織及び機能は，政令により規定されるものとする。

第 77 条 青少年更生施設における未成年者の管理の部門

青少年更生施設における未成年者の管理は，以下の別々の 3 つの区域に分割されるものとする。

- －公判前勾留区域
- －更生プログラムのための未成年者受刑者拘置区域
- －復帰のための未成年者の釈放前区域

青少年更生施設に拘置されている未成年者の監督の正式手続は，社会福祉問題を担当する大臣，内務大臣，及び司法大臣の間の省間大臣令により規定されるものとする。

第 78 条 未成年者の名前を記録するための登録簿

すべての青少年更生施設は，当該未成年者及びあらゆる関連情報を登録及び管理するための個別の登録簿及び手続を維持し，安全に保持されるものとする。

登録簿及びこの分離された手続は，社会福祉問題を担当する大臣と司法大臣の間の省間大臣令により規定されるものとする。

第 1 4 章

未成年者の拘置に対応する処置

第 79 条 拘置の目的

未成年者の拘置の目的は，彼らが正直で社会のために生産的な市民になるのを支援する目的で，訓練，治療，養護，保護，教育，及び職業訓練を含む更生を提供することにある。

青少年更生施設において未成年者の監督を担当する職員は、子どもに関する、及び子どもの心理、福祉、自由をはく奪された未成年者を保護するための国内及び国際的な基準や処置に関する適切な訓練を受けるものとする。

第 80 条 拘置される未成年者の基本的権利

拘置施設にいるすべての未成年者は、以下の基本的権利を有するものとする。

- －教育を受ける権利
- －拷問、残虐行為、非人道的行為、自尊心を傷つけるような待遇、身体的及び精神的な罰、又は孤立、家族との接触の制限や禁止、食事の減少、及び強制労働を含む他の形態の拷問を受けない権利
- －未成年者の尊厳の保護に即した公正な懲戒審理を受ける権利
- －入所時に施設の規則、権利、及び義務を知らされる権利
- －拘置、移送、及び釈放について、指定代理人、補佐人、及び弁護士に通知してもらう権利
- －保護、医療及び負傷の治療を受ける権利、並びに当該未成年者の指定代理人、扶養者及び弁護士へ通知してもらう権利
- －自身の家族又は友人と非公開で定期的な連絡を維持する十分な機会を有する権利
- －拘置中の未成年者に関する条件及び待遇に関し、秘密かつ効果的な不服申立ての仕組みを利用する権利
- －現在有効な法律文書により認められる他の権利

第 81 条 青少年更生施設にいる未成年者のためのサービス

青少年更生施設を担当する所轄官庁は、拘留している未成年者に対し、以下のサービスを提供するものとする。

- －未成年者の人格、信念、宗教、性別、年齢に応じた、保護、養護、及びあらゆる個人的な必需品を提供すること
- －団体部屋又は個室に滞在すること
- －教育プログラム、職業訓練、芸術、レジャースポーツ、レクリエーション活動に参加し、仕事において休息をとること
- －適切な精神的及び身体的な保健サービスを提供すること
- －病院により健康診断を提供すること。負傷、精神的問題、身体障害その他の情報は、記録され、当該未成年者の事件ファイルに含まれるものとする
- －当該未成年者の健康及び自尊心を促進し、責任感を育み、当該未成年者が優良な社会の一員になる可能性を推し進め、及び釈放後に当該未成年者が社会へ復帰するのを支援することになる姿勢及び技能を促進する他のプログラム

第 82 条 拘置された未成年者の配置

青少年更生施設に収容されている未成年者は、以下のとおり配置されるものとする。

- －未成年者は、成人から隔離された状態に保たれるものとする
- －未成年者は、性別、犯罪の性質及び状況、年齢、性格、精神的及び身体的健康により、別の建物に拘留されるものとする。女性未成年者は、女性職員の監護下で拘留されなければならない
- －伝染性の疾病を有する未成年者は、隔離され、個別に移送されることになる

青少年更生施設で刑に服していた間に18歳に達する未成年者受刑者は、24歳まで当該施設に引き続きとどまるものとし、当該未成年者が24歳に達する場合、当該未成年者は、引き続き刑に服するため、成人拘置所へ移送されるものとする。

未成年者の移送、引渡し、及び入所許可に関する形式的手続及び手順は、社会福祉問題を担当する大臣、内務大臣、及び司法大臣の間の省間大臣令により規定されるものとする。

第83条 青少年更生施設におけるセキュリティの分類

青少年更生施設における未成年者のセキュリティの分類は、最も低いセキュリティリスクに分類され、社会福祉問題を担当する大臣、内務大臣、及び司法大臣の間の省間大臣令により規定されるものとする。

第84条 青少年更生施設におけるエージェント

青少年更生施設において未成年者に対応するすべてのエージェントは、青少年更生施設の職員、社会福祉エージェント、教育及び職業訓練専門家、カウンセラー及びライフスキル専門家、並びに心理学者又は精神科医も含め、子どもの心理、子どもの福祉、並びに子どもの権利及び自由を奪われる未成年者の待遇に関する国際基準に関する適切な訓練を受けるものとする。

第85条 青少年更生施設の検査

控訴裁判所の検事総長、第一審裁判所の検事、調査部の代表、予審判事は、自身の管轄に置かれた青少年更生施設の定期的な検査を実施し、未成年者の待遇及び拘置の状況が刑事訴訟法及びその時点で有効な法律に従って実施されていることを確保するものとする。

国内の予防メカニズム及び他の権限を有する公務員は、青少年更生施設を訪問する権利を有する。

第15章 経過規定

第86条 裁判官に関する規定

刑事訴訟法に定められた規定に従って未成年者事件を担当するよう任命される検察官及び裁判官は、未成年者を専門とする検察官及び裁判官が対応可能になるときまで、自身の責務を履行するものとする。

第87条 未成年者を担当する専門の司法警察

刑事訴訟法に定められた規定に従って未成年者事件を担当する司法警察は、未成年者を専門とする司法警察が対応可能になるときまで、自身の責務を履行するものとする。

第88条 青少年更生施設

青少年更生施設が利用可能でなかった場合、その時点で未成年者に適用可能なあらゆる手段が、青少年更生施設の設定まで、実施されるものとする。

未成年者の移送，引渡し，及び入所許可に関する形式的手続及び手順は，社会福祉問題を担当する大臣，内務大臣，及び司法大臣の間の省間大臣令により規定されるものとする。

第16章 最終規定

第89条 本法律の適用

国全域での発効後，本法律は，その適用の6か月前に周知されるものとする。

プノンペン，2016年7月14日
殿下を代理してその命令により
国家元首代行
Samdech Vibol Sena Pheakdey SAY Chhum